

議案第51号

入間市地区センター条例

条例 別記のとおり

令和4年8月30日提出

入間市長 杉島理一郎

提 案 理 由

市民の主体的なまちづくり活動及び学習活動を支援するとともに、市民相互の交流や連携の促進を図り、地域の活性化と市民福祉の増進に寄与するために地区センターを設置したいので、この案を提出するものである。

入間市地区センター条例

(設置)

第1条 市民の主体的なまちづくり活動及び学習活動を支援するとともに、市民相互の交流や連携の促進を図り、もって地域の活性化と市民福祉の増進に寄与するため、地区センターを設置する。

2 地区センターは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条第1項及び第244条第1項に規定する施設とする。

(名称及び位置)

第2条 地区センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
入間市扇町屋地区センター	入間市扇町屋一丁目9番34号
入間市東町地区センター	入間市東町三丁目1番35号
入間市黒須地区センター	入間市黒須二丁目3番13号
入間市東金子地区センター	入間市大字小谷田77番地3
入間市金子地区センター	入間市大字寺竹535番地1
入間市宮寺・二本木地区センター	入間市宮寺2405番地1
入間市藤沢地区センター	入間市下藤沢五丁目17番地1
入間市東藤沢地区センター	入間市東藤沢三丁目19番19号
入間市西武地区センター	入間市大字野田496番地

(分館)

第3条 次の表の左欄に掲げる地区センターに分館を設置し、その分館の名称及び位置は、それぞれ中欄及び右欄に掲げるとおりとする。

地区センター	分館の名称	位置
入間市扇町屋地区センター	入間市扇町屋地区センター久保稲荷分館	入間市久保稲荷三丁目9番地3
入間市黒須地区センター	入間市黒須地区センター高倉分館	入間市高倉四丁目6番20号
入間市宮寺・二本木地区センター	入間市宮寺・二本木地区センター二本木分館	入間市大字二本木256番地1

入間市藤沢地区センター	入間市藤沢地区センター藤 の台分館	入間市大字上藤沢406番地31
-------------	----------------------	-----------------

(業務)

第4条 地区センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 市民のまちづくり活動の支援に関すること。
- (2) 市民相互の交流や連携の促進に関すること。
- (3) 地域防災に関すること。
- (4) 各種届出の受付等に関すること。
- (5) 各種証明書の交付に関すること。
- (6) 福祉に関する各種相談に関すること。
- (7) 施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の使用の許可に関すること。
- (8) 地区センターの維持管理に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、地区センターの設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。

2 前項の規定にかかわらず、分館は、同項第7号から第9号までに掲げる業務を行う。

(職員)

第5条 地区センターに、センター長その他必要な職員を置く。

(休所日)

第6条 地区センターの休所日（以下「休所日」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 市長は、地区センターの管理上必要と認めるときは、休所日を変更し、又は臨時に休所日を設けることができる。

(利用時間等)

第7条 地区センターの利用時間は、午前8時30分から午後10時まで（東金子地区センター弓道場については午前8時30分から午後5時まで）とする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

2 第4条第1項第1号から第3号までに掲げる業務の受付時間は月曜日から土曜日まで（休所日を除く。）の、同項第4号から第6号までに掲げる業務の受付時間は月曜日から金

曜日まで（休所日を除く。）のそれぞれ午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

（使用の許可）

第8条 地区センターの施設等を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の許可は、当該許可に係る使用が次の各号の一に該当するときは、これをしないものとする。

- (1) 地区センターの管理上支障があると認められるとき。
- (2) 公共の福祉を阻害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 前二号に掲げるもののほか、地区センターの設置の目的に反すると認められるとき。

3 市長は、第1項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る使用について条件を付することができる。

（使用の条件の変更、停止及び許可の取消し）

第9条 市長は、前条第1項の許可を受けた者（以下「使用権利者」という。）が次の各号の一に該当するとき又は地区センターの管理上特に必要があるときは、当該許可に係る使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) 前条第3項の規定による条件に違反したとき。
- (2) 次条の遵守事項又は指示に違反したとき。
- (3) 不正な手段によって使用の許可を受けたとき。

2 市長は、使用権利者が前項各号の一に該当する理由により、同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

（遵守事項及び指示）

第10条 市長は、地区センターの利用者の遵守事項を定め、及び地区センターの管理上必要があるときは、その利用者に、その都度必要な指示をすることができる。

（損害賠償）

第11条 地区センターの利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、その利用中に地区センターの施設若しくは設備を損傷し、又は地区センターの物品を紛失し、若しくは損傷したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

（使用料）

第12条 地区センターの使用料は、別表のとおりとする。

2 使用権利者は、使用料を前納しなければならない。

(使用料の減免)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当し、特に必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 公用若しくは公共用又は公益を目的とする事業の用に供するために地区センターの施設等を使用するとき。
- (2) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条の目的を達成するために地区センターの施設等を使用するとき。
- (3) 前二号に掲げるもののほか、特別な理由があるとき。

(使用料の還付)

第14条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付する。

- (1) 地区センターの管理上特に必要があるため、市長が使用の許可を取り消したとき。
- (2) 使用権利者の責めに帰することができない理由により、地区センターの施設等を使用できないとき。
- (3) 前二号に掲げるもののほか、市長が還付することが適当と認めたとき。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、附則第11項から第13項までの規定は、令和11年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第8条第1項に規定する地区センターの施設等を使用するための許可の申請その他この条例の施行に関し必要な準備は、この条例の施行前においても行うことができる。

(入間市公告式条例の一部改正)

3 入間市公告式条例（昭和31年条例第3号）の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

別表

掲示場所

入間市豊岡一丁目16番1号 入間市役所前掲示場

入間市扇町屋一丁目9番34号 入間市扇町屋地区センター前掲示場

入間市東町三丁目1番35号 入間市東町地区センター前掲示場

入間市黒須二丁目3番13号 入間市黒須地区センター前掲示場

入間市大字小谷田77番地3 入間市東金子地区センター前掲示場

入間市大字寺竹535番地1 入間市金子地区センター前掲示場

入間市宮寺2405番地1 入間市宮寺・二本木地区センター前掲示場

入間市下藤沢五丁目17番地1 入間市藤沢地区センター前掲示場

入間市東藤沢三丁目19番19号 入間市東藤沢地区センター前掲示場

入間市大字野田496番地 入間市西武地区センター前掲示場

(入間市役所支所設置条例の廃止)

- 4 入間市役所支所設置条例(昭和31年条例第2号)は、廃止する。

(入間市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

- 5 入間市職員等の旅費に関する条例(平成3年条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表備考第2項中「支所」を「地区センター」に改める。

(入間市学習等供用施設設置条例の一部改正)

- 6 入間市学習等供用施設設置条例(平成5年条例第31号)の一部を次のように改正する。

第5条中「入間市公民館使用及び使用料条例(昭和41年条例第13号)」を「入間市地区センター条例(令和4年条例第 号)」に改める。

(入間市公民館設置及び管理条例の一部改正)

- 7 入間市公民館設置及び管理条例(昭和31年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条及び第30条第2項」を「第21条第1項」に改め、同条第1項の表入間市立中央公民館の項を削り、同表入間市立扇町屋公民館の項対象区域の欄中「向陽台一丁目」の次に「、大字扇町屋、大字高倉、大字善蔵新田、久保稲荷一丁目、久保稲荷二丁目、久保稲荷三丁目、久保稲荷四丁目、久保稲荷五丁目」を加え、同表入間市立黒須

公民館の項対象区域の欄中「鍵山三丁目」の次に「、高倉一丁目、高倉二丁目、高倉三丁目、高倉四丁目、高倉五丁目」を加え、同表入間市立高倉公民館の項及び入間市立久保稲荷公民館の項を削り、同表入間市立金子公民館の項対象区域の欄中「大字中神」を「大字中神の一部」に改め、同表入間市立宮寺公民館の項対象区域の欄中「宮寺の一部、狭山台一丁目、狭山台四丁目の一部、大字二本木の一部」を「宮寺、狭山台一丁目、狭山台二丁目、大字二本木、大字狭山台、大字駒形富士山、大字高根、大字中神の一部」に改め、同表入間市立二本木公民館の項を削り、同表入間市立藤沢公民館の項対象区域の欄中「大字上藤沢の一部、大字下藤沢の一部」を「大字上藤沢、大字下藤沢」に改め、同表入間市立藤の台公民館の項を削り、同条第2項を削る。

第2条を次のように改める。

第2条 次の表の左欄に掲げる公民館に分館を設置し、その分館の名称及び位置は、それぞれ中欄及び右欄に掲げるとおりとする。

公民館	分館の名称	位置
入間市立扇町屋公民館	入間市立扇町屋公民館久保稲荷分館	入間市久保稲荷三丁目9番地3
入間市立黒須公民館	入間市立黒須公民館高倉分館	入間市高倉四丁目6番20号
入間市立宮寺公民館	入間市立宮寺公民館二本木分館	入間市大字二本木256番地1
入間市立藤沢公民館	入間市立藤沢公民館藤の台分館	入間市大字上藤沢406番地31

(入間市公民館使用及び使用料条例の廃止)

8 入間市公民館使用及び使用料条例(昭和41年条例第13号)は、廃止する。

(入間市立図書館設置及び管理条例の一部改正)

9 入間市立図書館設置及び管理条例(昭和59年条例第41号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項を次のように改める。

次の各号の一に該当する場合は、ライブラリー視聴覚室の利用を許可しない。

- (1) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第23条の規定に違反すると認めるとき。
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (3) 管理上支障があると認めるとき。

(入間市立図書館西武分館会議室利用及び利用料金条例の一部改正)

1 0 入間市立図書館西武分館会議室利用及び利用料金条例（平成4年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

第5条 次の各号の一に該当する場合は、会議室の利用を許可しない。

- (1) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第23条の規定に違反すると認めるとき。
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (3) 管理上支障があると認めるとき。

別表備考第2項中「(昭和24年法律第207号)」を削る。

(入間市地区センター条例の一部改正)

1 1 入間市地区センター条例（令和4年条例第 号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第4条第2項を削る。

別表中入間市扇町屋地区センター久保稻荷分館の項、入間市黒須地区センター高倉分館の項、入間市宮寺・二本木地区センター二本木分館の項及び入間市藤沢地区センター藤の台分館の項を削る。

(入間市学習等供用施設設置条例の一部改正)

1 2 入間市学習等供用施設設置条例の一部を次のように改正する。

第2条の表高倉地区の項及び久保稻荷地区の項を削り、同表中

「

藤沢地区	入間市藤沢学習等供用施設	入間市下藤沢五丁目17番地1
	入間市東藤沢学習等供用施設	入間市東藤沢三丁目19番19号
	入間市藤の台学習等供用施設	入間市大字上藤沢406番地31

」

を

「

藤沢地区	入間市藤沢学習等供用施設	入間市下藤沢五丁目17番地1
	入間市東藤沢学習等供用施設	入間市東藤沢三丁目19番19号

」

に改める。

(入間市公民館設置及び管理条例の一部改正)

13 入間市公民館設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

別表(第12条関係)

(単位 円)

名称	室名	使用料(1時間当たりの額)
入間市扇町屋地区センター	大会議室	600
	会議室(和A)	200
	会議室(和B)	200
	会議室(和C)	200
	会議室(洋A)	200
	会議室(洋B)	200
	会議室(洋C)	200
	会議室(洋D)	200
	料理実習室	600
入間市東町地区センター	大会議室	600
	会議室(和)	400
	会議室(洋A)	200
	会議室(洋B)	200
	会議室(洋C)	400
	工作室	200
	料理実習室	400
	附属設備 陶芸窯	1回につき5,000
入間市黒須地区センター	大会議室	600
	中会議室	400
	会議室(和A)	200
	会議室(和B)	200
	会議室(洋)	200
	料理実習室	400

入間市東金子地区センター	大会議室	800
	中会議室	200
	会議室（和A）	200
	会議室（和B）	200
	会議室（洋A）	200
	会議室（洋B）	200
	会議室（洋C）	200
	会議室（洋D）	200
	料理実習室	600
	弓道場	1回につき1,200
入間市金子地区センター	大会議室	800
	会議室（洋A）	200
	会議室（洋B）	200
	会議室（洋C）	200
	会議室（和A）	200
	会議室（和B）	200
	工作室	400
	料理実習室	600
	附属設備	移動式観客席 800 舞台照明 1,600
入間市宮寺・二本木地区センター	大会議室	600
	中会議室	400
	会議室（和A）	200
	会議室（和B）	200
	会議室（洋A）	200
	会議室（洋B）	200
	料理実習室	400
入間市藤沢地区センター	大会議室	800
	会議室（和A）	200
	会議室（和B）	200
	会議室（和C）	200
	会議室（洋A）	600
	会議室（洋B）	200
	会議室（洋C）	400
	会議室（洋D）	400
	会議室（洋E）	200
	工作室	200
	料理実習室	600
	附属設備	移動式観客席 800 舞台照明 1,600

入間市東藤沢地区センター	大会議室	800	
	会議室（和）	400	
	会議室（洋A）	200	
	会議室（洋B）	200	
	会議室（洋C）	200	
	工作室	200	
	料理実習室	600	
	視聴覚室	400	
	附属設備	舞台照明	1,600
陶芸窯		1回につき5,000	
入間市西武地区センター	大会議室	800	
	中会議室	400	
	会議室（洋A）	200	
	会議室（洋B）	200	
	会議室（洋C）	200	
	会議室（和A）	200	
	会議室（和B）	200	
	料理実習室	600	
入間市扇町屋地区センター 久保稲荷分館	大会議室	800	
	会議室（洋A）	200	
	会議室（洋B）	400	
	会議室（和A）	200	
	会議室（和B）	200	
	会議室（和C）	200	
	工作室	400	
	料理実習室	600	
	附属設備	移動式観客席	800
		舞台照明	1,600
入間市黒須地区センター高 倉分館	大会議室	600	
	会議室（和）	400	
	会議室（洋A）	200	
	会議室（洋B）	200	
	料理実習室	600	
入間市宮寺・二本木地区セ ンター二本木分館	大会議室	800	
	会議室（洋A）	200	
	会議室（洋B）	200	
	会議室（和A）	200	
	会議室（和B）	200	
	工作室	400	
	スタジオ	400	

	料理実習室	600
入間市藤沢地区センター藤 の台分館	大会議室	600
	会議室（和）	400
	工作室	200
	会議室（洋A）	200
	会議室（洋B）	200
	料理実習室	400